

いわて文化施設利用促進事業 【Q&A】

Q 1. 「施設利用料の 50%」となっていますが、利用申し込みとは別に申請が必要でしょうか。具体的な手続きの流れを教えてください。

A 1. 利用申し込みとは別に、利用料金軽減の申請書の提出が必要です。

手続きの流れについては、次のとおりです。

(1) 利用申し込みをする場合は、ホールを仮予約後、30 日以内かつ利用日の 14 日前までに「岩手県民会館利用申込書」を提出していただきます。

(2) 利用申し込み後、「使用許可書」をお渡しいたします。

(3) 当事業により利用料金の軽減を申請する場合は、利用日の前日までに「県民会館利用料金軽減申請書」(様式別紙)を提出してください。申請書は当館ホームページよりダウンロードできます。

(4) 利用料金については、施設ご利用後、軽減額を差し引いた額を請求いたします。

※ 末尾の手続きフローを参照してください。

Q 2. 軽減対象期間が令和 2 年 9 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなっていますが、それ以前に申し込んでいても、対象期間内であれば軽減が受けられますか。

A 2. 可能です。

Q 3. 軽減が認められる条件として他に何かありますか。

A 3. ホールを利用した文化芸術活動を基本とし、新型コロナウイルス感染防止対策を各種ガイドラインに沿って実施していただくとともに、当館の利用規程を遵守していただくことなどが条件となります。

Q 4. 屋内イベントの収容率が緩和された場合でも、50%の軽減を行いますか。

A 4. この軽減支援は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動の再開、継続を支援することを目的としており、本年度内は継続する予定です。

Q 5. 練習としてホールを利用する場合も軽減の対象となりますか。

A 5. 本番、練習を問わず、ホールを利用して文化芸術活動をする場合は、軽減の対象となります。

Q 6. リハーサル室のみ利用したいのですが、軽減の対象となりますか。

A 6. 大ホール又は中ホールを同時に利用する場合に対象となります。

Q 7. 学校行事や部活動で利用する場合は対象になりますか。

A 7. 公費で行われる学校行事（文化芸術活動に限る）の場合は対象外です。
私費で行われる活動の場合は対象になります。

Q 8. 大学の卒業式として利用予定ですが、軽減の対象になりますか。なお、式の中では楽団による演奏や合唱等が盛り込まれています。

A 8. 主たる目的が文化芸術活動ではないため、軽減対象外です。

Q 9. 地方公共団体が主催する文化芸術イベントは対象になりますか。

A 9. 公費で行われる場合は対象外です。

Q10. 県外のプロモーターが開催する演歌、ポップコンサートは軽減の対象になりますか。

A10. 県内、県外問わず、演歌、ポップコンサートも文化芸術活動の音楽に該当しますので軽減対象になります。

ただし、公演等の実施に当たっては、収容率等をはじめ、国等の通知や各種ガイドラインに基づいた適切な感染症対策を実施してください。

Q11. 大ホールについて、準備、撤去若しくは練習のために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額の 70%に相当する額とされていますが、この場合でも更に 50%軽減されるのでしょうか。

A11. 準備・撤去若しくは練習での利用の場合、リハーサル割引を適用後、更に 50%軽減は可能です。

ただし、「仕切り幕割引」及び「3ヶ月前割引」については、割引の併用はできません。
既に当該割引を申込済の場合は、変更手続きが必要となりますのでご連絡ください。

(例：リハーサル割引の場合)

県民会館大ホール（9時～12時まで、土曜日の利用、入場料を徴収しない催し）

通常の利用料金 ・ 28,210 円 × 70% = 19,750 円 … ①

軽減した場合の利用料金 ① × 50% = 9,875 円（利用者納付額）

9,875 円（軽減分）

Q12. 県民会館大ホールを利用予定です。50%に軽減後の利用料金を『いわて文化芸術活動支援事業』を活用して3分の2補助を受けることは可能ですか。

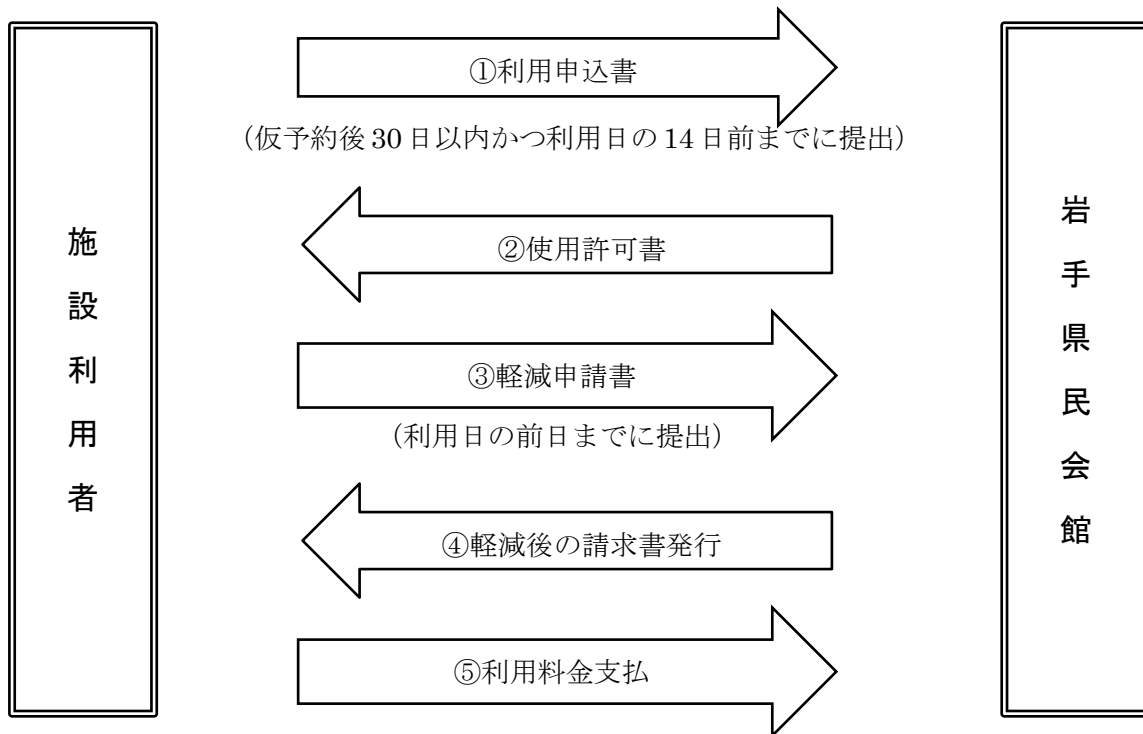
A12. 会場使用料の助成を重複して受けることはできません。

詳しくは、いわて文化芸術活動支援事業事務局までお問い合わせください。

【いわて文化芸術活動支援事業に関するお問い合わせ先】

公益財団法人岩手県文化振興事業団 総務部 ☎ 019-654-2235

手続きフロー



【いわて文化施設利用促進事業に関するお問い合わせ先】

岩手県民会館 ☎ 019-624-1171